

～ 福井県と福井市からのお知らせ ～

# 法改正に伴い、令和4年10月1日から 長期優良住宅の認定手続き・認定基準等が変わります。

## 1. 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されます。

- ・ **認定基準を満たす既存住宅について、建築行為がなくとも認定が可能**となります。
  - ⇒ 既存住宅の認定に係る申請手数料は、増改築の認定に係る手数料に準じます。
  - ⇒ 建築時期やその後の建築行為の有無により、適用する新築又は増改築基準が変わります。  
(詳しくは、申請に必要な添付書類とあわせて、「別添資料」を参照ください。)

## 2. 長期使用構造等に関する基準が変わります。

- ・ 長期優良住宅の**省エネ基準が、ZEH水準に引き上げ**られます。
  - ⇒ あわせて、耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性に係る基準も見直しされます。
  - ⇒ 令和4年9月30日までに、長期使用構造等確認を申請済の場合は、旧基準(現行基準)が適用されます。  
(ただし、令和5年3月31日までに所管行政庁への認定申請するものに限りです。)

## 3. 共同住宅等の規模の基準等が変わります。

- ・ 共同住宅の一戸の床面積の基準が、**合計40㎡以上**となります。

## 4. 建築物省エネ法の誘導基準、低炭素建築物の認定基準も変わります。

- ・ 特に、低炭素建築物では、**再生可能エネルギー利用設備の設置が要件化**されます。
  - ⇒ 令和4年9月30日までに、所管行政庁へ認定申請済の場合は、旧基準(現行基準)が適用されます。

※ 改正情報の詳細は、(一社)住宅性能評価・表示協会の各ホームページでご確認ください。

- ・ 長期優良住宅: <https://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/kaisei221001.htm>
- ・ 建築物省エネ法・低炭素建築物: [https://www.hyoukakyoukai.or.jp/yudou\\_teitanso/kaisei221001.html](https://www.hyoukakyoukai.or.jp/yudou_teitanso/kaisei221001.html)

### 【お問い合わせ先】

福井県建築住宅課 TEL:0776-20-0506 E-mail:kenjyu@pref.fukui.lg.jp  
福井市建築指導課 TEL:0776-20-5574 E-mail:sidou@city.fukui.lg.jp

※申請する建物の所在地が福井市内は福井市、それ以外は福井県が認定に係る審査を行います。

## ■ 建築行為を伴わない既存住宅の認定基準

新築又は増改築※の時期	適用する基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
① 平成21年6月4日以降に新築した後、増改築していない場合	新築時点における 新築基準	申請時点に おける基準
② 平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における 増改築基準	
③ 平成21年6月3日以前に新築し、又は、平成28年3月31日以前に増改築した場合（②の場合を除く）	平成28年4月1日時点の 増改築基準	

※ 長期使用構造等とするための増改築を指します。

## ■ 認定申請時の必要書類（※戸建て住宅の場合）

添付書類	新築	増改築	既存
申請書	○	○	○
委任状（委任する場合）	△	△	△
維持保全計画書	○	○	○
付近見取図	○	○	○
配置図	○	○	○
各階平面図	○	○	○
床面積求積図	○	○	○
二面以上の立面図	○	○	○
断面図又は矩計図	○	○	○
用途別面積図（併用住宅の場合）	△	△	△
状況報告書		○	○
工事履歴書（建築行為を行った時期及び工事の内容）			○
設計内容説明書	●	●	●
仕様書（仕上げ表を含む）	●	●	●
基礎伏図	●	●	●
各階床伏図	●	●	●
小屋伏図	●	●	●
各部詳細図	●	●	●
各種計算書	●	●	●
機器表	●	●	●
住宅型式性能認定書	△	△	△
型式住宅部分等製造者認証書	△	△	△
居住環境に関する確認書	○	○	○
災害配慮基準等に関する確認書	○	○	○

○：必要、△：該当する場合必要、●：確認書又は性能評価書を使用しない申請の場合必要